

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の概要

予防課

1 はじめに

消防庁では、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の施行後10年以上が経過し、ガスグリドル付こんろなど新たな設備及び器具が流通してきたことを踏まえ、平成26年度に「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「対象火気設備等技術基準検討部会」を設置し、当該設備及び器具に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。以下同じ。）について検討し、平成27年3月に報告書※を取りまとめたところです。

これを踏まえ、今般、対象火気省令の一部を改正し、あわせて「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について」（平成27年11月13日付け消防予第456号）を通知しましたので、その概要を解説します。

なお、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）についても、対象火気省令の改正を踏まえた所要の改正を行っています。

※「対象火気設備等技術基準検討部会報告書」（消防庁ホームページ）

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kakisetubi_gijyutukijyun/index.html

2 対象火気省令の主な改正概要

(1) ガスグリドル付こんろ（図1）に係る離隔距離について、別表第1に追加するとともに、従前から同表において規定されているこんろ及びグリドル付こんろと同様の離隔距離とすることとしたこと（対象火気省令別表第1関係）。



図1 ガスグリドル付こんろ

ア 理由

近年、家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリル（直火によって、主として放射熱で調理する機器（いわゆる魚焼き器））ではなく、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器。図2）を備えた機器が、市場に流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証した結果、従来から同表に定められていたガスグリル付こんろと比較し、火災危険性に差が認められなかったため。

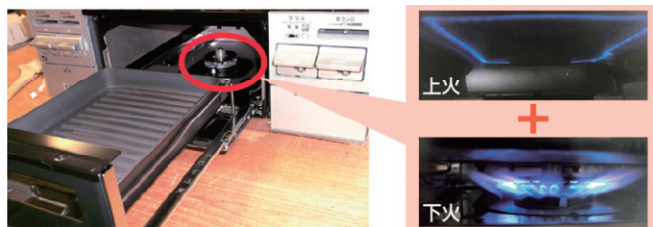


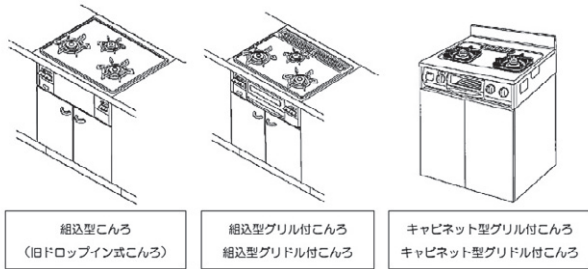
図2 ガスグリドル

イ その他

「JIS S 2103：2015」（家庭用ガス調理機器）の表記を参考に「ドロップイン式」という表現を「組込型」に改めるとともに、設備又は器具の形状（組込型・キャビネット型とこんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ）を整理した規定とした（図3）。



【厨房設備】



【調理用器具】

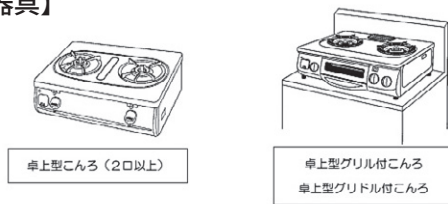


図3 各機器の形状(例)

※図は「JIS S 2103：2015」(家庭用ガス調理機器)から引用したものの

(2) 最大入力値が5.8kW、1口当たりの最大入力値が3.3kWである電磁誘導加熱式調理器及びその複合品(こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものに限る。図4)に係る離隔距離について、別表第2に追加するとともに、従前から同表において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とすることとしたこと(対象火気省令別表第2関係)。



図4 入力5.8kWの電磁誘導加熱式調理器(グリル複合品)

ア 理由

近年、入力値が5.8kWである電磁誘導加熱式調理器(グリル等の複合品も含む。以下同じ。)が多く流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証した結果、従来から同表に定められていた入力値が4.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器と比較し、火災危険性に差が認められなかったため。また、1口当たりの入力値が3.3kWの機器についても同様

の結果であったため。

なお、本検証で安全性が確認されたものは、こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器であるため、当該機器に限って同表に追加した(図5)。

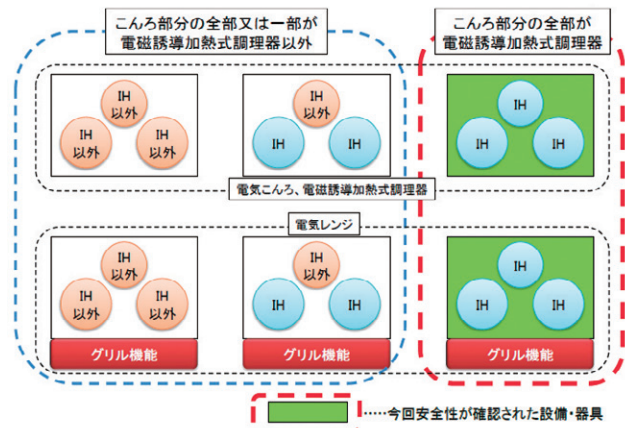


図5 電気調理用機器の種別

イ その他

離隔距離は、機器の種別にかかわらずこんろ部分の発熱体の種類に応じて規定していることから、電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器の各項目を「電気調理用機器」に統合した。

3 おわりに

設備及び器具に係る離隔距離については、対象火気省令及び火災予防条例(例)の別表に定める距離のほか、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」(平成14年消防庁告示第1号。以下「告示基準」という。)により、個別に算出されている場合がありますが、今回の改正により新たに別表に追加された設備及び器具について、既に告示基準により得られた距離で消防長等が設置を認めている場合には、引き続き当該距離を適用することができます。

また、電気調理用機器については、設備及び器具のいずれにも別表の離隔距離を適用することができることに留意する必要があります。

なお、本改正の施行期日は、平成28年4月1日としています。

問合わせ先

消防庁予防課 齋藤 岡
TEL: 03-5253-7523